

精神障害者保健福祉手帳に基づく優遇制度・措置一覧

(令和5年4月現在)

手帳をお持ちの方は、様々な支援策が受けられます。

1. 税制上の優遇措置

障害等級に応じて所得税などの税制上の優遇措置を受けることができます。所得税、住民税、利子などの非課税、相続税、贈与税などが対象になります。

◇問い合わせ先

国税：奈良税務署 TEL 0742-26-1201

地方税：

住民税、県民税、市町村民税

→生駒市 課税課（13番窓口） TEL 0743-74-1111 内線：7120

事業税→奈良県税事務所 TEL 0742-20-4533

👉自動車税・軽自動車税の減免

対象：障害等級1級の手帳を持つ方で自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている方

※生計を同一にする方が所有する自動車も対象となります。

◇問い合わせ先

自動車税：

奈良県自動車税事務所自動車税第2課 TEL 0743-57-0300

奈良県自動車税事務所自動車税第1課 TEL 0743-51-0081

軽自動車税：

生駒市 課税課（13番窓口） TEL 0743-74-1111 内線：7111

2. 生活保護を受給している方の障害者加算

生活保護を受給している方の障害者加算は、障害年金を受給している場合は年金証書により、障害年金を受給していない場合は、障害等級1級または2級の手帳（交付年月日または更新年月日が障がいの原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた後1年6か月を経過している場合に限り）により行われます。

◇問い合わせ先

生駒市 生活支援課（11番窓口） TEL 0743-74-1111 内線：7322

3. 後期高齢者医療制度への移行

原則 75 歳以上の方が加入する制度ですが、65 歳から 74 歳の方で、障害等級 1 級または 2 級の方も加入することができます。加入すると、医療機関の窓口で支払う自己負担割合が 1 割または 3 割になります。

◇問い合わせ先

生駒市 国保医療課 福祉医療係（7 番窓口） TEL 0743-74-1111 内線：7471

4. NTT104 無料電話番号案内（ふれあい案内）

NTT 西日本に事前登録することで、無料で電話番号案内サービスを利用することができます。

◇問い合わせ先

NTT 西日本ふれあい案内担当（平日 9：00～17：00） TEL 0120-10-4174

5. 携帯電話の使用料等の割引

◇問い合わせ先

各携帯電話会社

6. 駐車禁止除外指定車標章の交付

障害等級 1 級の手帳をお持ちの方に、駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

◇問い合わせ先

生駒警察署 TEL 0743-74-0110

7. 映画館の入場料の割引

◇問い合わせ先

各映画館

8. 近畿日本鉄道の運賃割引

手帳をお持ちの方と介護者も、乗車券の購入時に手帳を提示すれば、運賃が割引になります。手帳の等級によって割引対象となる運賃が異なります。

◇問い合わせ先

近畿日本鉄道（株） TEL 050-3536-3957

9. 奈良交通・エヌシーバスの運賃割引

写真添付の手帳をお持ちの方は、乗車運賃支払時に手帳を提示すれば、運賃が半額になります。

◇問い合わせ先

奈良交通、エヌシーバス

10. タクシー運賃の割引

事業所によっては、タクシー運賃が1割引になる可能性があります。(事前にご確認ください。)

◇問い合わせ先

各タクシー事業所

11. 国内航空運賃の割引

割引内容については、航空会社により異なります。

◇問い合わせ先

各航空会社

12. マル優制度（非課税貯蓄）

預貯金や国債などの利子は、原則 20.315%（所得税 15.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収が行われますが、貯蓄の利子などについては、次の非課税制度があります。

(1) 障がい者のマル優

非課税の対象となる貯蓄は、預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券です。非課税となるのは、上記4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子です。

(2) 障がい者の特別マル優

非課税の対象となる貯蓄は、国債と地方債です。非課税となるのは、国債と地方債の額面の合計が350万円までの利子です。これは障がい者のマル優と別枠になっています。

◇問い合わせ先

各取引金融機関、各取引証券業者

13. その他生駒市における優遇制度など

(1) 認可保育所等保育料の軽減、副食費の免除

同一世帯に手帳等をお持ちの在宅障がい児（者）がいる場合は、保育料と副食費が減免される場合があります。

◇問い合わせ先

生駒市 幼保こども園課（20番窓口） TEL 0743-74-1111 内線：2770

(2) 公立幼稚園・こども園預かり保育の利用料の免除

同一世帯に手帳等をお持ちの在宅障がい児（者）がいる場合は、預かり保育の利用料が免除される場合があります。

◇問い合わせ先

生駒市 幼保こども園課（20番窓口） TEL 0743-74-1111 内線：2770

(3) NHK放送受信料の減免

全額免除	手帳を持つ人が世帯構成員であり、世帯すべての人が市町村民税非課税の場合
半額免除	NHKの契約者が世帯主であり、かつ障害等級1級の手帳を所持している場合

◇問い合わせ先

NHK 奈良放送局営業部（平日 10：00～17：00）

TEL 0742-30-0500 FAX 0742-30-0530

◇申請先

生駒市 障がい福祉課（16番窓口） TEL 0743-74-1111 内線：7261

(4) 生駒市障がい者等交通費等助成制度（生きいきクーポン券配布事業）

生駒市では、障がい者や難病患者（国の指定する難病の方）の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進及び経済的負担の軽減を図るため、交通費・施設の使用料、介護用品購入等に使用できる生きいきクーポンを配布します。

対象：4月1日現在、本市に居住している、手帳の所持者かつ自立支援医療（精神通院）の受給者

（※高齢者生きいきクーポンの交付対象である方は、そちらが優先されます。重複支給はありません。）

◇問い合わせ先

生駒市 障がい福祉課（16番窓口） TEL 0743-74-1111 内線：7260

(5) コミュニティバス「たけまる号」運賃の割引 *

写真貼付の手帳を、運賃支払時に運転士に提示すれば、運賃が割引になります。

なお、割引額は乗車区間により異なります。

◇運行状況の問い合わせ先

光陽台線、鹿ノ台線（実証運行中）：奈良交通株式会社 TEL 0743-78-5368

門前線、西畑・有里線、北新町線、萩の台線：生駒交通株式会社 TEL 0743-73-3131

◇その他問い合わせ先

生駒市 事業計画課（28 番窓口） TEL 0743-74-1111 内線：2520

(6) 市営自動車駐車場料金の免除（生駒駅南、生駒駅北地下、ベルテラスいこま） *

手帳所持者本人が運転する場合や、介護者が運転し、手帳所持者が同乗している場合、出庫時に係員に手帳を提示すれば、料金が免除になります。

◇利用に関する問い合わせ先

生駒駅南 TEL 0743-75-6500

生駒駅北地下 TEL 0743-75-1114

ベルテラスいこま TEL 0743-74-1144

◇その他問い合わせ先

生駒市 防災安全課（39 番窓口） TEL 0743-74-1111 内線：3121

(7) 市営自転車駐車場料金の免除（生駒駅前、生駒駅前第 2、生駒駅南） *

自転車駐車場の料金所で半額の定期利用券を購入することができます。なお、1 回ごとの半額での利用はできません。

◇利用に関する問い合わせ先

生駒駅前・生駒駅前第 2 TEL 0743-74-9983

生駒駅南 TEL 0743-75-1105

◇その他問い合わせ先

生駒市 防災安全課（39 番窓口） TEL 0743-74-1111 内線：3121

(8) 生駒山麓公園施設の使用料の減免 *

対象者	施設名		内容
手帳所持者とその介助者	生駒山麓公園	ふれあいセンター浴場	手帳等提示時 免除 (介助者2名まで免除)
		野外活動センター	手帳等提示時 半額 (介助者1名まで半額)
		フィールドアスレチック	手帳等提示時 半額 (介助者1名まで半額)
		ふれあいセンター(附属設備を除く)	手帳等提示時 半額 (介助者1名まで半額) ※事前申請の必要あり
		駐車場	手帳等提示時 免除 (1台のみ)

◇問い合わせ先

各施設

(9) 市民プール等の使用料金の減免 *

対象者	施設名		内容
手帳所持者とその介助者	市民プール	イモ山公園プール	手帳等提示時 免除 (介助者2名まで免除)
		滝寺公園プール	手帳等提示時 免除 (介助者2名まで免除)
		井出山屋内温水プール「きらめき」	16歳以上：割引あり 幼児、15歳以下：免除 (介助者1名まで免除)
	市内各体育施設 ※適用には団体ごとの利用者登録が必要		手帳等提示時 半額

◇問い合わせ先

各施設

(10) 生駒ふるさとミュージアム特別展観覧料無料 *

入館の際に手帳を提示すれば、手帳所持者及び介助者 1 名の特別展観覧料が無料になります。

◇問い合わせ先

生駒ふるさとミュージアム TEL: 0743-71-7751 Email: info@ikoma-museum.jp

* …(5)～(10)の公共施設等においては、障害者手帳アプリ「ミライロID」による手帳情報の提示であっても、割引・減免を受けることができます。

(注意) スマートフォンの電池切れやアプリの不具合等により、使用できない場合がありますので障害者手帳も携帯してください。

14. 県内公共施設等の主な減免

奈良県の公共施設等で利用料等が減免される主な施設は次のとおりです。

奈良国立博物館	奈良文化財研究所飛鳥資料館
奈良県立美術館	奈良県立民俗博物館
奈良県立図書情報館	奈良労働会館
奈良県文化会館(令和5年4/1～休館)	奈良春日野国際フォーラム
奈良県産業会館	中和労働会館(奈良県産業会館内)
奈良県立橿原考古学研究所附属博物館	奈良県立万葉文化館
奈良県立橿原公苑	若草山
スイムピアなら	県営住宅自動車駐車場※

※県営住宅入居者に限る

◇問い合わせ先

各施設

以上は、精神障害者保健福祉手帳の取得が要件の一つとなっている制度の一部についての簡単なご紹介です。
詳細な内容については、各問い合わせ先にご確認ください。

生駒市 障がい福祉課